

報 告

試行的実施事業によるスクールソーシャルワーカー の活動報告

—スクールソーシャルワーカーの活用に向けて—

田代 信久¹⁾, 堀口 寿広²⁾

〔論文要旨〕

自治体が研究事業として試行的に実施したスクールソーシャルワーカー(SSW)の活動状況をまとめ、勤務した経験を踏まえて今後SSWを活用していくための提案を行った。1年間の利用者は17件でのべ36件の面接を行い、16件(94%)が小学生で、12件(71%)で相談内容に発達障害の関連が推測された。SSWとして相談を終結したものは1件(5%)あった。活動の指標として稼働率を試算したところ20%であった。子どもたちを支える社会資源としてSSWを活用するためには、複数の相談経路の確保、職務内容や立場の明確化、発達障害の知識が不可欠と考えた。

Key words : スクールソーシャルワーカー, 相談, 連携

I. はじめに

学校での相談担当者としてスクールカウンセラー(以下, SC)は, 平成20年現在全国で約1万2千の小中学校に配置されている¹⁾。しかし, SCは相談室で教員と一線を画した活動を行い²⁾来談者の「こころ, たましいへの畏敬の念」を持つ存在であることが重視されてきた^{3,4)}ようである。結果として, 学校内での連携が十分に行われず, SCの指揮監督権を持つはずの学校長が相談件数や活動方針など相談活動の実施状況を把握していない事例⁵⁾も指摘されている。逆にSCが学校の側に立ち, 虐待など家庭の問題に気づくことのできなかつた事例⁶⁾も報告されている。

また, 特別支援教育コーディネーター(以下, CD)は, 全国の公立小学校の93%(18年度)で

指名されている⁷⁾。CDの役割は, 子どもとその家族が特別支援教育を利用するに際して学内外の諸機関との関係を調整することであるが, 公立小学校で専門家チームの活用が33%⁷⁾という現状から, 学校と地域社会の連携が十分になされているとは言いがたい。福祉的な視点から家族支援や関係機関との連携を実施するため, 教育現場へのソーシャルワークの導入が期待されているのである^{2,8,9)}。

スクールソーシャルワーカー(school social worker: 以下, SSW)は, アメリカのセツルメンツで, 生活に困窮する家庭の子どもたちに教育の機会を保障する活動から誕生した。現在, アメリカに加えて, カナダ, 香港, 韓国などで設置されている^{10,11)}。SSWの日本での配置は昭和56年の所沢市を嚆矢としている¹¹⁾。SSWについて厚生労働省は児童虐待への対応に有効と

Activity Report on a Preliminary Program for the Utilization of School Social Workers

[2158]

Nobuhisa TASHIRO, Toshihiro HORIGUCHI

受付 09. 7.29

1) 近畿大学九州短期大学(臨床心理士)

採用 10. 8.27

2) 国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所社会精神保健研究部(研究職)

別刷請求先: 堀口寿広 国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所

〒187-8553 東京都小平市小川東町4-1-1

Tel/Fax : 042-341-2711

し、財務省の提案により約15億円の予算が計上され平成20年に合計141地域でのモデル事業が計画された⁹⁾。文部科学省はSSW活用事業の実施に際して、平成20年12月に事例集¹⁰⁾を刊行し、SSWの周知に努めている。

しかし、SSWの活動の位置づけや担当者の資質について現時点では共通の認識が形成されていない⁷⁾。山下らは、SSWの基本的な役割を子どもの利益を最優先にし、利用者主体の活動を実施することと定義している¹¹⁾が、利用者を福祉制度などの社会資源につなぐことや、むしろ学校の側に立ち教職員の求めに応じて関係機関をつなぐことなど、国内外で複数の考え方が存在し実践されている^{11,12)}。わが国においても、利用者にとって地域によらず均質なサービスを提供できるよう、SSWの全国的な展開に備えてSSWを活用するための要件をまとめる必要がある。

東京都三鷹市(人口17万人)には公立小学校15校、公立中学校7校がある。教育センターの総合教育相談窓口には教育相談員を4人(18年度)、都費のSCとは別に、市内各公立学校に市の予算にて雇用したSCを各校1名、計8名を配置(1人で複数校担当)している。CDは17年度に小中学校全校で指名を完了し、巡回発達相談員が学校訪問している。

三鷹市は、19年度の研究事業としてSSWの配置を試行的に実施した。正式な職名は教育委員会所属の教育相談員であり、職務の範囲すなわちSSWが果たし得る役割について、SSWとして新たに成文化しなかった。勤務条件は、週1日7.5時間勤務、報酬は時給換算で1,500円、1人を公募した。

筆頭著者(田代)は同事業に採用され活動する機会を得た。そこで今回、相談の利用状況を集計し経験者としての視点で考察を行った。

II. 方 法

SSWの机は、教育委員会指導室(教育センター内)に置かれた。相談を利用する具体的な方法については、児童生徒および保護者からの直接の申し込みが可能である旨、教育委員会より校長会等の場で、説明と周知が図られた。

本研究では、筆頭著者が在職中に使用した活

動メモから次の8項目についてデータを集計した。相談記録とは異なるもので、勤務終了時に児童生徒個人を特定し得る情報を削除してある。

なお、今回の研究にあたり、結果の発表について教育委員会の許諾を得た。

- ① 利用件数(事例数)
- ② 利用者の学校種別(小・中学校別)
- ③ 依頼経路と依頼者
- ④ 相談内容
- ⑤ 事例あたりの相談回数
- ⑥ 相談の経過
- ⑦ 相談にかかった時間と費用
- ⑧ 稼働率

上記のうち、⑦は各事例の相談に要した時間を求め、時給をもとに費用を求めた。

また、⑧の稼働率は以下の計算で求めた。

$$\text{稼働率} = \frac{\text{実際の相談件数(のべ件数)}}{(\text{*月4週勤務} \times \text{12か月}) \times \text{1日あたり対応可能な件数(推計)}} \times 100$$

*採用時の雇用条件による。

III. 結 果

① 利用件数

17件の事例が、のべ36件(合計36回)の面接を利用した(表1)。

② 利用者の学校種別

小学校16件(事例数17件のうち94%、以下同じ)、中学校1件であった。

③ 依頼経路と依頼者

学校から総合教育相談窓口への相談を経て検討の結果、学校からSSW宛て依頼のあったものが14件(82%)、教育委員会指導室からの依頼が2件、担任教師からの依頼が1件であった。児童生徒および保護者からの依頼はなかった。

すなわち、学校関係者が相談事例について教育委員会に相談を行い、教育委員会が必要と判断をした場合にSSWの活動が開始され、SSWからの呼びかけに応じて保護者(全例で母親)が来談するという順序であった。

表1 相談事例の内訳

事例No.	年齢	学校	依頼経路	相談内容 (相談当初のもの)	相談回数 (回)	支援会議 (回)	面談者のべ 数(人)	在籍校以外に 連携した機関 数(人)	相談にかかった時間(分)			相談の コスト (円)	相談の経過	支援会議出席者	
									相談	移動	記録作成・ 連絡調整				合計
1	6	小学校	総合	衝動的な行動が多い	3	0	2		180	40	120	300	7,500	在籍校の相談へ引き継ぎ	
2	6	小学校	総合	他児に対する暴力がある	1	0	2		60	40	40	140	3,500	在籍校の相談へ引き継ぎ	
3	6	小学校	総合	ルールが守れない, こだわりがある	1	0	1		60	40	40	140	3,500	在籍校の相談へ引き継ぎ	
4	7	小学校	総合	自閉的な傾向がある	2	0	2	医療機関	120	40	80	240	6,000	医療機関を受診	
5	7	小学校	総合	教室に入れない, 知的な発達遅れ	2	0	1		120	40	80	240	6,000	在籍校の相談へ引き継ぎ	
6	7	小学校	総合	保護者の生活態度が気になる	1	0	3	子ども家庭支援センター	60	40	40	140	3,500	子ども家庭支援センターの利用	
7	7	小学校	総合	教室で落ち着きがない	1	1	7		60	40	40	140	3,500	在籍校の相談へ引き継ぎ	学校管理職 担任 医療 両親 CD SSW
8	8	小学校	総合	自分勝手な理屈で動く	3	0	2		180	40	120	340	8,500	在籍校の相談へ引き継ぎ	
9	8	小学校	指導室, 総合	母親自身が虐待をしていると訴えてきた	2	0	3	子ども家庭支援センター	120	40	40	160	4,000	子ども家庭支援センターの利用	
10	8	小学校	総合	場にそぐわない行動をとる	4	0	3	特別支援学級	240	40	160	400	10,000	転校先で特別支援学級の利用	
11	8	小学校	総合	教室で落ち着きがない	6	2	6	医療機関	360	40	240	640	16,000	医療機関を受診, 行動が安定し 終結	
12	8	小担任, 総合	総合	他児に対する暴力がある	1	0	1		60	40	40	140	3,500	在籍校の相談へ引き継ぎ	
13	9	小学校	総合	知的な発達遅れが疑われる	2	0	1		120	40	80	240	6,000	在籍校の相談へ引き継ぎ	
14	10	小学校	総合	コミュニケーションの問題	3	0	2		180	40	120	340	8,500	在籍校の相談へ引き継ぎ	
15	10	小学校	総合	登校しぶり	2	0	4		120	20	40	180	4,500	在籍校の相談へ引き継ぎ	
16	10	小学校	総合	基礎的な学力が低い	1	0	2	特別支援学級	60	40	40	140	3,500	特別支援学級の利用	
17	15	中学校, 指導室, 総合	総合	不登校	1	0	4	特別支援学級	60	60	40	160	4,000	特別支援学級の利用	
平均	8.2				2.1	0.2	2.7		127.1	40.0	80.0	240.0	6,000.0		
(SD)	(2.2)				(1.4)	(0.5)	(1.7)		(81.8)	(7.8)	(56.6)	(133.6)	(3,340.1)		

④ 相談内容

SSW が相談を開始するにあたり教育委員会および学校から各事例の相談の経緯について概要の報告を受けたが、保護者から改めて相談内容を聴取した。「教室で落ち着かない」など発達障害等を主旨とした事例が12件（70%）、不登校を主旨とした事例が3件（18%）、「保護者自身から虐待を行っている」と相談があった」など虐待に関連した事例が2件（12%）あった。

⑤ 事例あたりの相談回数

1回が7件（41%）、2回が5件（29%）、3回が3件（18%）であった。17件の平均は2.1回であった。

支援会議を実施したのは2人であり、関わった大人は平均4.3人であった（表1）。

⑥ 相談の経過

SSW が担当者として終結したものは1件で、改めて学校での対応に引き継いだものが10件（59%）あった。

連携先は、特別支援学級（通級）が3件（18%）、医療機関、支援センターがそれぞれ2件（12%）あった。医療機関と連携した事例について1件は注意欠陥・多動性障害、1件は広汎性発達障害の診断がなされた。

⑦ 相談にかかった時間と費用

移動、面接、記録作成、連絡の作業を合わせた相談1件あたりの時間と費用は、それぞれ平均121.4分、3,034.3円であった。

⑧ 稼働率

前項より、仮にすべての相談を平均的な活動時間で実施した場合、1日7.5時間の勤務で3.7件、年間48日の勤務で178.5件に対応する計算となる。実際の相談はのべ36件あったことから、稼働率は20.2%であった。

IV. 考 察

SSW の制度化にあたっての課題を検討する目的で、導入した自治体の取り組みについて資料をもとに概観する試み²⁾が行われている。本稿では、SSW の活動状況を自治体の実施した

研究事業に勤務した者の視点で検討した。結果の考察とあわせて、今後各地域においてSSW を活用するうえで参考になると考えた点を記す。

① 利用件数について

市内全域を対象とするSSW と総合教育相談窓口を比較すると、総合教育相談窓口が19年度に受け付けた新規の相談は174件¹³⁾であった。SSW の利用実人数17件は、その9.8%に相当する。また、総合教育相談窓口の開設は年間約290日であり担当者1人あたりの対応件数は431件であった。

SSW の相談件数は週1日という勤務日数を考慮すれば必ずしも少なくなかったこと、事例1件あたりの相談回数は多くなかったと言える。

② 利用者の学校種別について

事例の9割が小学生であった。同年度の三鷹市の公立小学校在籍児童数は7,962人¹⁴⁾であるから、利用者は全児童の0.2%に相当する。

三鷹市では中学校にもSCおよびCDが配置されており、利用者が小学校に偏っていたのは学校間で相談体制に差があるためとは考えにくい。相談活動について客観的に評価するためには、相談件数だけを見るのではなく相談内容とあわせて検討する必要がある⁵⁾と考える。

③ 依頼経路について

学校から総合教育相談窓口を経由したものが全体の8割を占めていた。すでに学校での相談活動が適切になされており、その中で一部の事例についてSSW による支援が要請されたものとする。

しかし、各相談担当職との業務分掌ということであろうが、SSW の必要性が判断された基準はSSW 自身には明確ではなかった。子どもの状態について支援の必要性を保護者に明確に説明し、同意を得ることが子どもの支援を話し合ううえで第一段階とされる¹⁵⁾。支援に関わる情報を文書としてその都度記録し保管することは、子どもと保護者への説明責任であるとともに、途中から支援に参加する者にとっても経過

の把握を容易にすることと考える。

また、SSWの活動の基本姿勢として、「自身が答えを出すのではなく、困っている当事者・関係者が自ら対処する能力を高めるよう支援を行う立場²⁾というエンパワメントの考え方がある。そのためには、他者に困りごとを相談できる行動力を持った人を相談室で座して待つのではなく、SSWは巡回訪問を含め複数の相談経路を確保するなど保護者や子どもたちからの相談を積極的に受け、支援ニーズの掘り起こしをする必要がある。

④ 相談内容について

最も多かった事例は、小学生の児童について発達障害が関連した相談が総合教育相談窓口になされ、SSWの活動を要請されたもの11件(65%)であった。不登校の3件も発達障害の二次障害と推測できたことから最終的に相談事例の88%が発達障害と何らかの関連があった。

総合教育相談窓口では、平成17年度の新規171件のうち最も多かったものは不登校69件(40.4%)¹³⁾であった。同窓口では相談主旨分類に発達障害を設けていないが、SSWにはとくに発達障害の関連した事例での活動が求められたことがうかがえる。三鷹市では通級指導を利用する小学校児童数が全児童数の1.6%と、東京都全体の約2倍ある¹⁶⁾。学校関係者間で発達障害への関心が高く、SSWへの依頼が多くなった要因の一つと考える。山下らは、北米におけるSSWについて、全障害児教育法でSSWサービスの提供が保障されていることから障害児支援に要する活動がSSWの活動時間の7割を占め、業務内容を制限している現状を指摘している¹⁷⁾。わが国でも同様の状況を想定して、SSWは発達障害と周辺領域に関しての知識を有していること⁹⁾、地域の社会資源を熟知して関係者との間に顔の見える関係を築き必要時に相談するなど即応性を確保するための取組みが必要と考える。

一方、児童虐待の相談は少なかった。学校がすでに対応を行っており、SSWへ相談する機会が少なかったと考える。しかし、SSWの役割が明確に規定されていない現状⁷⁾を鑑み、虐待事例への対応についてもSSWを組み込んだ

指針の作成は急務と考える。

⑤ 事例あたりの相談回数について

3回までの事例がおおよそ9割とSSWの関わりは短期的なものであり、支援会議を開催できた事例はごく一部であった。

今回、多くの事例は総合教育相談窓口を經由しすでに各種相談担当職(就学相談、教育相談担当)およびSCや家庭支援センター相談員が関与していた。しかし、各職が一堂に会する機会はふだんから規定されていなかった。それならばなおのこと関係者が情報を共有し各自の役割を確認する場を設けるよう積極的に働きかけを行うべきであった。

⑥ 相談の経過について

今回、6割の事例は在籍校での相談に戻っている。相談が学校に戻るにあたってSSWは、担任、CDおよび養護教諭や管理職やSCに情報提供を行った。そして、年度末には総合教育相談窓口内で教育行政と教育支援・指導担当の管理職に引き継ぎを行った。

しかし、単年度の試行的な事業とはいえ、担当者として個々の事例にどこまで関与するか明確にできなかつたと反省している。業務内容にSSWとしての規定が設けられなかったことを最大限に活用して、むしろ前例を作る気構えで積極的に活動するべきであった。少なくとも任期を満了する時点で「現在どうしているか」保護者や教員から自発的に連絡が届くような関係を培っておくべきであった。

上原⁹⁾は、自らの活動を振り返り信頼関係の構築などソーシャルワーカーとしての技能を日ごろから発揮することの有効性をあげている。一方、相談担当者が市町村の職員の場合、活動のために外出するたびに出張手続きが必要となり、即応性の確保のために決裁が簡素になる職位が必要という指摘⁹⁾がある。SSWを設置する場合、身分と職務の規定を柔軟に検討する必要があると考える。

⑦ 相談にかかった時間と費用について

相談担当者の活動状況を評価する方法として、たとえば、時間ごとに具体的な業務の内容

を記録する手法(タイムスタディ)¹⁸⁾が試みられている。今回、相談1回はおおよそ2時間であったが、対面での相談を直接的な活動とすると、移動などの間接的な活動に同程度の時間を要することが明らかになった。今回費用については所要時間に一律に時給を宛てて計算したが、活動内容を細分化し重み付けを行えば相談内容などの特徴を反映した費用の試算と、相談活動の費用対効果を研究できるかもしれない。

⑧ 稼働率について

全国各地のSSWの報酬は、時給換算で3,500～5,000円の範囲となっており²⁾、活動状況の評価に費用対効果の視点は欠かせない。今回、稼働率は主に時間をもとに計算した。さまざまな要因が考えられるものの、2割という値は、必ずしも高いとは言えない。

しかし、SSWの活動のうち、他機関との連絡調整は担当者が経験を重ね信頼関係の構築で最適化できる余地がある。間接的な活動は、SSWの活動状況の指標であり、相談ネットワークの成熟の指標ともなり得る。今後SSWの導入時には、相談件数と時間以外の指標をあわせて用いて活動状況の評価することで、相談体制の充実に取り組むことが期待される。

付 記

本報告の一部は第55回小児保健学会(2008,札幌)にて発表した。

三鷹市では平成20年度から文部科学省の研究事業により新たにSSWを設置している。本報告における考察は著者個人の見解であり市および市教育委員会の見解ではない。

文 献

- 1) 文部科学省初等中等教育局, 平成21年度概算要求主要事項. 文部科学省, 2008.
(http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/09/08082905/015.pdf)
- 2) 鶴飼孝導, スクールソーシャルワーカーの導入—教育と福祉の連携の必要性—. 立法と調査 2008; 279: 59-68.
- 3) 河合隼雄, 大塚義孝, 村山正治, 臨床心理士のスクールカウンセラー1. 東京: 誠信書房, 2001.
- 4) 村山正治, 滝口俊子, 河合隼雄のスクールカウンセリング講演録. 大阪: 創元社, 2008.
- 5) 厚生労働科学研究費補助金(障害保健福祉総合研究事業)「地域相談ネットワークによる障害者の権利擁護の可能性」(研究代表者: 堀口寿広) 平成19～21年度総合研究報告書, 2010.
- 6) 東京都福祉局子ども家庭部, 東京都児童福祉審議会・第2回専門部会議事録. 東京都, 2000; 5: 15.
- 7) 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課, 平成20年度特別支援教育体制整備等状況調査結果について. 文部科学省, 2009.
(http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/21/04/1260959.htm)
- 8) 文部科学省初等中等教育局児童生徒課, 「学校等における児童虐待防止に向けた取組について」報告書. 文部科学省, 2006.
(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06060513/001/019.htm)
- 9) 上原 文, 分野を超えて—特別支援教育への支援—, リハビリテーション研究 2009; 139: 14-19.
- 10) 文部科学省初等中等教育局児童生徒課, スクールソーシャルワーカー実践活動事例集. 文部科学省, 2008.
- 11) 山下英三郎, 内田宏明, 半羽利美佳, スクールソーシャルワーク論(歴史・理論・実践). 東京: 学苑社, 2008.
- 12) 門田光司, 奥村賢一, スクールソーシャルワーカーのしごと. 東京: 中央法規, 2009.
- 13) 三鷹市, MITAKA DATA FILE. 三鷹市, 2007.
- 14) 東京都教育庁総務部教育情報課, 平成19年度教育人口等推計の概要について(確定値). 東京都, 2007.
(<http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/toukei/kakutei/19kakutei.htm>)
- 15) 堀口寿広, 地域支援ネットワークの活用による発達障害児・者の支援. 小児科臨床 2008; 61: 2669-2674.
- 16) 三鷹市教育委員会, 一人ひとりのニーズに応える三鷹市教育支援プラン—三鷹市特別支援教育推進計画—. 三鷹市, 2007.
- 17) Allen-Mears P, Welsh BL, Washington RO, 山下英三郎訳, 学校におけるソーシャルワーカー

ビス, 東京:学苑社, 2001.

- 18) 才村 純, 澁谷昌史, 柏女靈峰, 他. 虐待対応等に係る児童相談所の業務分析に関する調査研究 (2). 日本子ども家庭総合研究所紀要 2005; 41: 129-174.

[Summary]

We assessed a student consultation system involving a school social worker (SSW) working as a contracted employee in a trial civic program: based on the author's experience, several proposals for future improvements to the system were made. In one year, 17 cases made 36 visits to the SSW. Of them, 16 cases (94%) were primary school stu-

dents. In 12 cases (71%), developmental disabilities seemed to be related to the complaints. The SSW resolved the complaints in 1 case (5%). When the caseload was calculated as the index of activity of the SSW, a value of 20% was obtained. We speculated that the use of an SSW as a social resource to support children would require that various means of access be ensured, that regulations regarding job roles be verified, and that the SSW had an adequate knowledge of developmental disabilities.

[Key words]

school social worker, consultation, collaboration